農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令 和 ８ 年 ９ 月
大　　仙　　市

目　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 １

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 ３

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 １７

第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施
に関する事項 １７

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 １７

２　市が主体的に行う取組 １７

３　関係機関との連携 １７

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び
農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関す
る目標 １７

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 １８

１　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる
事業に関する事項 １９

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 １９

３　農業協同組合が行う委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う
農作業の実施の促進に関する事項 ２２

４　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 ２２

５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項 ２２

６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 ２３

第７　農地中間管理事業に関する事項 ２４

第８　その他..... ２４

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　大仙市は、秋田県南部に広がる仙北平野の中央に位置し、市内を雄物川・玉川の河川が貫流し、総面積８６，６７９ｈａの約２０％に当たる１８，１００ｈａを水田が占めており、山地の多い県下にあっては広大で肥沃な耕地が広がっており、土地利用型農業に恵まれた条件となっている。

農業用水は、その大部分を河川に依存しているが、取水施設や用水路等の農業水利施設の整備が進んでおり、全体的に安定的な供給が確保されている。

本市の気候は、内陸型の気候であり、冬期の積雪寒冷気象は農業振興を図る上で大きな制約条件となっているが、比較的冷涼な気候であることから、野菜・花きの高品質生産を図る上で好適な条件となっている。

また、水稲の生育期間中は、気温が十分確保されており、気温の日較差が大きいことや日照率が高いことから、有利である。

２　本市農業の基幹品目である米は、優れた食味や品質、安定供給により消費者からの高い評価を得ており、全県有数の産地としての地位を確立している。コロナ禍の収束等により、インバウンド需要や家計購入量が増加し、需要は下げ止まっているものの、足元では受給の逼迫が米価の高騰や安価な輸入米の増加等を招いており、こうした事態が沈静化しない中、水稲を主体とした農業経営は将来を見通しがたい状況となっている。

一方、本市農業の持続的発展を図るため、収益性の高い野菜や花き、畜産など、多様な農業生産の展開を図る必要がある。

また、農業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や農業従事者の高齢化を背景とした労働力・後継者不足の顕在化、ロボットやＩＣＴ等によるスマート技術の進展、消費者ニーズの多様化などへの対応が必要となっている。

３　本市の高速交通体系は、秋田自動車道や秋田新幹線に加えて、国道１３号大曲バイパス、刈和野バイパス、神宮寺バイパス、地域高規格道路「大曲西道路」が供用されており、着実な進展を見せている。

こうした交通ネットワークの整備により、東北各地や首都圏等への輸送も容易になり、多様化、高度化する農産物需要への的確な対応が可能となり、産地化の促進などによる農業の新たな展開が期待されている。

４　このような条件の下で、本市農業は、これまで高い技術と豊かな資源、勤勉な市民性に支えられ、米を中心とする農産物の安定供給を通じて本市経済の振興と農家生活の向上に大きく寄与してきたところである。

しかし、最近の一般経済社会の情勢は、資本やサービスなどが国を超えて移動するなど経済は大競争時代を迎えており、これらに対応すべく個性的で魅力ある地域づくりを目指して、分権型社会を構築するとともに、経済のグローバル化や地球環境問題などへ迅速に対応できる新たな社会経済システムの構築が進められている。

この状況を踏まえ、令和７ 年４ 月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、水田政策の見直しや輸出促進等の「産業政策」で農業の収益力を強化するとともに、食料安全保障の確保と環境負荷低減を推進するほか、関係人口の拡大等の「地域政策」を車の両輪で進めることにより農村社会を維持することとしている。

こうした中で、本市農業は、その向かうべき方向性として、経営基盤強化に向けた農業経営の法人化を含め、複合型生産構造への転換を加速するとともに、生産性向上や省力化等の実現に向け、基盤となるほ場整備を推進しつつ、ロボットやＩＣＴ等を活用したスマ

ート技術を普及するほか、輸出を含めた販路の多元化を進める必要がある。
また、消費者の食品に対する安全・健康志向等に応えることや、環境と調和した持続性の高い農業の展開、食品産業との連携強化等が求められている。
さらには、過疎化・高齢化が進む中で、持続可能な農業構造の実現に向け、後継者の確保・育成や農地の集積・集約化等を進め、円滑な農業経営の継承等を図る必要がある。

5　大仙市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。
また、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営の合理化を図るとともに、増加傾向にある遊休農地及び今後遊休農地となるおそれがある農地の実態把握と発生防止・解消、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。
具体的には、当市及び周辺の市町において、現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者１人当たり２，０００時間以内）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者１人当たりの所得と均衡する年間農業所得４，５００千円程度を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。
この目標を達成するため、大仙市では、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）に関する話し合いを基本として、次のそれぞれについて取組を行うものとする。

①　土地利用型農業については、地域の実情に応じて「農地中間管理事業」、「農業経営基盤強化促進事業」等の積極的な活用により、利用権の設定等の促進及び農作業受託の積極的な促進を図り、規模拡大を推進する。
②　集約型農業については、収益性の高い戦略作目の新規栽培者の確保やスマート技術の導入、労働力の確保、団地化の推進など、各地域の実情に相応した戦略作目の定着と規模拡大を図り、これを基幹とした産地の形成を推進する。
③　不利なほ場条件下にある中山間地域においては、消費者ニーズの多様化に対応した地域特産物等の高付加価値型農業を推進する。
④　生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化や、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート技術の普及・拡大を図る。
⑤　地域計画の定期的な見直しにより、地域農業の中心的な担い手である集落営農の統合・再編を推進し、より競争力の高い経営体の確保と次代への円滑な経営継承を図る。
⑥　新たな雇用を創出できる企業的な農業経営の実践に向け、経営規模や内容等に応じた経営管理能力の向上を図る。
⑦　農地、機械・施設労働力等の地域内の農業生産資源を効率的に活用し、中小規模の個別経営体でも安心して農作業に従事できるよう、地域農業を維持・発展できる営農体系づくりを推進する。
⑧　農業就業人口の約半数を占める女性農業者は農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者の集落営農組織への参画、家族経

営協定の締結等を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

6　本市における新規就農の状況については、令和７年度末時点での新規就農者の累計が３８５人であり、一定数を確保することはできているが、農業従事者の高齢化が進んでおり、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

こうした中、秋田県の農業経営基盤の強化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に掲げられた新規就農者を年間３３０人確保するという目標を踏まえ、大仙市農業の持続的発展に向けて新たに農業経営を営もうとする青年等を年間２１人確保することを目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等にとって、農業を職業として選択しうるに足る魅力とやりがいのあるものとすることが必要であり、実現可能な所得水準は、就農時の年齢や家族構成、親等の経営基盤の有無、経営作目等により大きく異なるため、実態に即した目標設定が必要である。

このため、青年等が農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（上記５で示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の５割以上の農業所得、すなわち主たる従事者１人当たりの年間農業所得２，２５０千円以上）を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援をしていくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については地域振興局農林部や秋田おばこ農業協同組合、農業振興情報センター、東部・西部新規就農者研修施設、農業法人等の指導により、関係機関・関係団体が総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7　地域及び営農の実態等に応じて農作業受託組織を中心に多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体として体制の整ったものについては法人化への誘導を図る。特に集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえつつ、組織全体による法人化、組織内のオペレーター等の専従的農業者による法人化を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

併せて、経営基盤の強化や次代への円滑な経営継承を図るため、県や農業協同組合等の関係機関と連携し、地域や組織のニーズに合わせた集落営農の構造再編を推進する。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示したような目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大仙市及び周辺の市町村で展開している優良事例を踏まえた主な営農類型は次のとおりである。

1．法人経営体（集落型）

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名（作型）	規模	経営収支等	生産方式
１ 水稲＋大豆 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 200.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 120.0 ha 大豆 80.0 ha 計 200.0 ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	120.0 ha 80.0 ha 8 人 992 人日	＜経営収支＞ 粗収益 295,364 千円 経営費 177,068 千円 （内雇用費 8,122 千円） 所 得 118,297 千円 （主たる従事者 14,787 千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り 1,998 時間 臨時雇用 7,934 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(72、52ps)各４台 ・田植機(8条) ４台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) ４台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) ３台 ・RC(80石×８基、 うち ２基は大豆汎用型） 他
２ 水稲＋大豆 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 100.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 60.0 ha 大豆 40.0 ha 計 100.0 ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	60.0 ha 40.0 ha 5 人 589 人日	＜経営収支＞ 粗収益 147,682 千円 経営費 91,768 千円 （内雇用費 4,875 千円） 所 得 55,915 千円 （主たる従事者 11,183 千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り 1,450 時間 臨時雇用 4,710 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(72、52ps)各２台 ・田植機(8条) ２台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) ２台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) ２台 ・RC(80石×４基、うち１ 基は大豆汎用型） 他
３ 水稲専作 〔大規模土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 100.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 100.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	60.0 ha 20.0 ha 20.0 ha 5 人 889 人日	＜経営収支＞ 粗利益 154,354 千円 経営費 107,645 千円 （内雇用費 7,359 千円） 所 得 46,709 千円 （主たる従事者 9,342 千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り 1,738 時間 臨時雇用 7,110 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(72、52ps)各２台 ・田植機(8条) ３台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) ３台 ・RC(80石×７基） 他
４ 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 70.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 42.0 ha 大豆 28.0 ha 計 70.0 ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	42.0 ha 28.0 ha 4 人 394 人日	＜経営収支＞ 粗収益 103,378 千円 経営費 71,451 千円 （内雇用費 3,261 千円） 粗利益 31,926 千円 （主たる従事者 7,982 千円） ＜労働時間＞ 構成員１人当り 1,305 時間 臨時雇用 3,151 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) ４台 ・田植機(8条) ２台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) ２台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) ２台 ・乾燥・調製施設は水稲 大豆汎用型 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
５ 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 50.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 30.0 ha 大豆 20.0 ha 計 50.0 ha	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	30.0 ha 20.0 ha 4 人 165 人日	＜経営収支＞ 粗収益 73,841 千円 経営費 49,032 千円 (内雇用費 1,366 千円) 粗利益 24,809 千円 (主たる従事者 6,202 千円) ＜労働時間＞ 構成員1人当り 1,165 時間 臨時雇用 1,320 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 3台 ・田植機(8条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・大豆ｺﾝﾊﾞｲﾝ(1.5m) 1台 ・乾燥・調製施設は水稲 大豆汎用型 他
６ 水稲＋えだまめ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 45.0 ha 露地野菜 10.0 ha 計 55.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 えだまめ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0 ha 6.0 ha 6.0 ha 10.0 ha 4 人 753 人日	＜経営収支＞ 粗収益 100,695 千円 経営費 76,686 千円 (内雇用費 6,235 千円) 所 得 24,009 千円 (主たる従事者 6,002 千円) ＜労働時間＞ 構成員1人当り 1,975 時間 臨時雇用 6,024 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 3台 ・田植機(8条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・脱莢機、選別機、防除機、管理機 他
７ 水稲＋ねぎ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 51.5 ha 露地野菜 3.5 ha 計 55.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0 ha 10.0 ha 8.5 ha 3.5 ha 4 人 1,415 人日	＜経営収支＞ 粗収益 124,305 千円 経営費 89,536 千円 (内雇用費 11,715 千円) 所 得 34,769 千円 (主たる従事者 8,692 千円) ＜労働時間＞ 構成員1人当り 1,715 時間 臨時雇用 11,319 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 3台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・全自動収穫機、選別機 他
８ 水稲＋えだまめ ＋リンドウ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田借地 55.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 44.4 ha 露地野菜 10.0 ha 露地花き 0.6 ha 計 55.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 えだまめ リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・主たる従事者 ・臨時雇用の確保	33.0 ha 6.4 ha 5.0 ha 10.0 ha 0.6 ha 4 人 1,432 人日	＜経営収支＞ 粗収益 110,918 千円 経営費 86,660 千円 (内雇用費 11,856 千円) 所 得 24,258 千円 (主たる従事者 6,064 千円) ＜労働時間＞ 構成員1人当り 1,908 時間 臨時雇用 11,455 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 3台 ・田植機(8条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・脱莢機、選別機、防除機、管理機 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

2. 法人経営体（一戸法人）

営農類型・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名（作型）	規模		
1 水稲専作 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0 ha 水田借地 46.0 ha 計 50.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 50.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	30.0 ha 10.0 ha 10.0 ha 3 人 （2 人） 602 人日	＜経営収支＞ 粗収益 81,374 千円 経営費 58,898 千円 （内雇用費 4,986 千円） 所 得 22,476 千円 （主たる従事者 10,608 千円） （補助的従事者 1,260 千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,521 時間 臨時雇用 4,817 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(72ps) 3台 ・田植機(8条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 2台 他
2 水稲＋ねぎ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0 ha 水田借地 24.0 ha 計 28.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 27.2 ha 露地野菜 0.8 ha 計 28.0 ha	主食用米 輸出用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	16.0 ha 5.7 ha 5.5 ha 0.8 ha 3 人 （1 人） 327 人日	＜経営収支＞ 粗収益 51,726 千円 経営費 39,531 千円 （内雇用費 2,703 千円） 所 得 12,195 千円 （主たる従事者 9,675 千円） （補助的従事者 2,520 千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,906 時間 臨時雇用 2,612 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 2台 ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・全自動収穫機、選別機等
3 水稲＋えだまめ＋リンドウ 〔複合型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 4.0 ha 水田借地 24.0 ha 計 28.0 ha ＜土地利用＞ 水稲 22.4 ha 露地野菜 5.0 ha 露地花き 0.6 ha 計 28.0 ha	主食用米 加工用米 えだまめ リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 （主たる従事者） ・臨時雇用の確保	16.0 ha 6.4 ha 5.0 ha 0.6 ha 3 人 （1 人） 810 人日	＜経営収支＞ 粗収益 60,784 千円 経営費 50,978 千円 （内雇用費 6,707 千円） 所 得 9,805 千円 （主たる従事者 7,285 千円） （補助的従事者 2,520 千円） ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,687 時間 臨時雇用 6,480 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(6条) 1台 ・脱莢機、選別機、防除機、管理機 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
４ ねぎ専作 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地　3.5 ha ＜土地利用＞ 露地野菜　3.5 ha	ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 (主たる従事者) ・臨時雇用の確保	3.5 ha 3 人 (1 人) 679 人日	＜経営収支＞ 粗収益　43,686 千円 経営費　33,938 千円 (内雇用費　5,622 千円) 所 得　9,748 千円 (主たる従事者　7,228 千円) (補助的従事者　2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,992 時間 臨時雇用　5,432 時間	＜法人所有資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps)　２台 ・ねぎ収穫機　２台 ・皮むき機　４台 他
５ 肉用牛（肥育） 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養頭数 頭数　400 頭	肥育牛(黒毛和種) ※常時飼養頭数 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 (主たる従事者) ・臨時雇用の確保	400 頭 3 人 (1 人) 268 人日	＜経営収支＞ 粗収益　293,756 千円 経営費　282,652 千円 (内雇用費　2,217 千円) 所 得　11,103 千円 (主たる従事者　8,583 千円) (補助的従事者　2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,956 時間 臨時雇用　2,142 時間	＜法人所有資本装備＞ ・牛舎、堆肥舎、ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　他 ＜その他＞ ・稲わらは購入

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

3. 個別経営体

営農類型・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等		生産方式
	作目名(作型)	規模			
1 水稲＋大豆 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 800 a 計 1,200 a ＜土地利用＞ 水稲 900 a 大豆 300 a 計 1,200 a	主食用米 大豆 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	900 a 300 a 3 人 18 人日	＜経営収支＞ 粗収益 19,958 千円 経営費 12,768 千円 (内雇用費 104 千円) 所 得 7,190 千円 (主たる従事者 4,670 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 932 時間 臨時雇用 100 時間		＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(52ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 他 ＜その他＞ ・大豆は収穫作業を委託
2 水稲専作 〔土地利用型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 900 a 計 1,300 a ＜土地利用＞ 水稲 1,300 a	主食用米 輸出用米 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	900 a 400 a 3 人 5 人日	＜経営収支＞ 粗収益 21,300 千円 経営費 14,128 千円 (内雇用費 37 千円) 所 得 7,172 千円 (主たる従事者 4,652 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,511 時間 臨時雇用 36 時間		＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 2台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 他
3 水稲＋ねぎ 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 170 a 計 570 a ＜土地利用＞ 水稲 450 a 露地野菜 120 a 計 570 a	主食用米 加工用米 ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	300 a 150 a 120 a 3 人 170 人日	＜経営収支＞ 粗利益 21,803 千円 経営費 14,596 千円 (内雇用費 1,408 千円) 所 得 7,207 千円 (主たる従事者 4,687 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,055 時間 臨時雇用 1,360 時間		＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32、37ps)各1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・全自動収穫機、選別機 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
4 水稲＋トマト ＋ほうれんそう 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 30 a 計 430 a ＜土地利用＞ 水稲 400 a 施設野菜 30 a 計 430 a	主食用米 加工用米 トマト(施設) ほうれんそう(施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	300 a 100 a 3,000 ㎡ 3,000 ㎡ 3 人 77 人日	＜経営収支＞ 粗利益 18,897 千円 経営費 11,581 千円 (内雇用費 640 千円) 所 得 7,316 千円 (主たる従事者 4,796 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,756 時間 臨時雇用 618 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(25,32ps) 各1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台・耐雪ハウス、溶液土耕設備 他 ＜その他＞ ・トマト後作でほうれん そう(寒締栽培)
5 水稲＋アスパラガス 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 60 a 水田借地 350 a 計 410 a ＜土地利用＞ 水稲 350 a 施設野菜 60 a 計 410 a	主食用米 アスパラガス(施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	350 a 6,000 ㎡ 3 人 224 人日	＜経営収支＞ 粗収益 24,680 千円 経営費 17,420 千円 (内雇用費 1,656 千円) 所 得 7,260 千円 (主たる従事者 4,740 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,262 時間 臨時雇用 1,600 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 防除機、管理機 他 ＜その他＞ ・アスパラガスは半促成 栽培
6 水稲＋すいか 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 300 a 水田借地 100 a 計 400 a ＜土地利用＞ 水稲 300 a 露地野菜 100 a 計 400 a	主食用米 すいか ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	300 a 100 a 3 人 80 人日	＜経営収支＞ 粗収益 17,955 千円 経営費 10,836 千円 (内雇用費 658 千円) 所 得 7,119 千円 (主たる従事者 4,599 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,025 時間 臨時雇用 636 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台・防除機、管理機、畦立機、玉磨き機・ﾏﾙﾁｬｰ 他 ＜その他＞ ・すいか4作型の組合せ

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
7 水稲＋キク 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 550 a 水田借地 100 a 計 650 a ＜土地利用＞ 水稲 550 a 露地花き 100 a 計 650 a	主食用米 加工用米 輪ギク 小ギク ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	450 a 100 a 60 a 40 a 3 人 454 人日	＜経営収支＞ 粗収益 26,860 千円 経営費 19,665 千円 (内雇用費 3,760 千円) 所 得 7,195 千円 (主たる従事者 4,675 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,650 時間 臨時雇用 3,633 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台・防除機、管理機、葉取り 機、結束機 他
8 水稲＋トルコギキョウ 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 30 a 計 430 a ＜土地利用＞ 水稲 400 a 施設野菜 30 a 計 430 a	主食用米 加工用米 トルコギキョウ (施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	200 a 200 a 3,000 ㎡ 3 人 282 人日	＜経営収支＞ 粗収益 19,733 千円 経営費 12,522 千円 (内雇用費 104 千円) 所 得 7,211 千円 (主たる従事者 4,691 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 2,148 時間 臨時雇用 100 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・耐雪型ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡) 、防除機、管理機 他 ＜その他＞ ・トルコギキョウ2作型 の組合せ
9 水稲＋リンドウ 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 160 a 計 560 a ＜土地利用＞ 水稲 500 a 露地花き 60 a 計 560 a	主食用米 リンドウ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	500 a 60 a 3 人 180 人日	＜経営収支＞ 粗収益 20,321 千円 経営費 12,907 千円 (内雇用費 1,488 千円) 所 得 7,414 千円 (主たる従事者 4,894 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,632 時間 臨時雇用 1,438 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・防除機、管理機、葉取り 機、結束機 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
10 水稲＋ダリア 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 40 a 計 440 a ＜土地利用＞ 水稲 400 a 露地花き 20 a 施設花き 20 a 計 440 a	主食用米 ダリア ダリア(施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	400 a 20 a 2,000 ㎡ 3 人 226 人日	＜経営収支＞ 粗収益 24,603 千円 経営費 17,234 千円 (内雇用費 1,870 千円) 所 得 7,369 千円 (主たる従事者 4,849 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,594 時間 臨時雇用 1,807 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・耐雪型ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡) 、防除機、管理機 他 ＜その他＞ ・ダリア露地栽培と施設 栽培2作型の組合せ
11 水稲＋りんご 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 400 a 計 800 a ＜土地利用＞ 水稲 550 a 果樹 250 a 計 800 a	主食用米 りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	550 a 250 a 3 人 392 人日	＜経営収支＞ 粗収益 33,234 千円 経営費 26,156 千円 (内雇用費 3,245 千円) 所 得 7,078 千円 (主たる従事者 4,558 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,873 時間 臨時雇用 3,135 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作 業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率4割
12 水稲＋りんご ＋なし 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 400 a 計 800 a ＜土地利用＞ 水稲 550 a 果樹 250 a 計 800 a	主食用米 りんご 日本なし ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	550 a 210 a 40 a 3 人 361 人日	＜経営収支＞ 粗収益 34,018 千円 経営費 26,094 千円 (内雇用費 2,988 千円) 所 得 7,924 千円 (主たる従事者 5,404 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,864 時間 臨時雇用 2,887 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作 業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率4割

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
13 水稲＋りんご ＋もも 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 400 a 計 800 a ＜土地利用＞ 水稲 550 a 果樹 250 a 計 800 a	主食用米 りんご もも ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	550 a 210 a 40 a 3 人 346 人日	＜経営収支＞ 粗収益 33,308 千円 経営費 25,903 千円 (内雇用費 2,862 千円) 所 得 7,405 千円 (主たる従事者 4,885 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,984 時間 臨時雇用 2,765 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作 業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ、重 量選果機 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率4割
14 水稲＋ぶどう ＋りんご 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 270 a 計 670 a ＜土地利用＞ 水稲 500 a 果樹 170 a 計 670 a	主食用米 ぶどう りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	500 a 100 a 70 a 3 人 281 人日	＜経営収支＞ 粗収益 28,102 千円 経営費 18,932 千円 (内雇用費 2,327 千円) 所 得 9,170 千円 (主たる従事者 6,650 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,319 時間 臨時雇用 2,248 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作 業車、ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率4割
15 水稲＋菌床 しいたけ 〔複合型(園芸)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 270 a 計 670 a ＜土地利用＞ 水稲 650 a 施設用地 20 a 計 670 a	主食用米 菌床しいたけ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	650 a 40,000 袋 3 人 172 人日	＜経営収支＞ 粗収益 47,143 千円 経営費 39,980 千円 (内雇用費 1,422 千円) 所 得 7,163 千円 (主たる従事者 4,643 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,784 時間 臨時雇用 1,374 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・発生舎、抑制舎 他 ＜その他＞ ・菌床しいたけ周年栽培

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
16 水稲＋肉用牛 （繁殖） 〔複合型(畜産)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 計 900 a ＜土地利用＞ 水稲 880 a 施設用地 20 a 計 900 a	主食用米 加工用米 肉用牛(繁殖) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540 a 340 a 50 頭 3 人 105 人日	＜経営収支＞ 粗収益 38,161 千円 経営費 30,680 千円 (内雇用費 873 千円) 所 得 7,481 千円 (主たる従事者 4,961 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,988 時間 臨時雇用 843 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・牛舎、堆肥舎、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ 、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 他
17 水稲＋比内地鶏 〔複合型(畜産)〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 計 900 a ＜土地利用＞ 水稲 880 a 施設用地 20 a 計 900 a	水稲 加工用米 比内地鶏 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	540 a 340 a 12,000 羽 3 人 114 人日	＜経営収支＞ 粗収益 43,909 千円 経営費 36,297 千円 (内雇用費 942 千円) 所 得 7,612 千円 (主たる従事者 5,092 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,950 時間 臨時雇用 910 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(32ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ｺﾝﾊﾞｲﾝ(4条) 1台 ・ﾊｲﾌﾟﾊｳｽ鶏舎 他 ＜その他＞ ・比内地鶏は 6,000羽×2回転
18 ねぎ＋えだまめ 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 170 a ＜土地利用＞ 露地野菜 170 a	ねぎ そらまめ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	150 a 20 a 3 人 81 人日	＜経営収支＞ 粗収益 19,348 千円 経営費 12,255 千円 (内雇用費 673 千円) 所 得 7,093 千円 (主たる従事者 4,573 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,622 時間 臨時雇用 650 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) 1台 ・ねぎ収穫機 1台 ・皮むき機 1台 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模 作目名(作型)	規模	経営収支等	生産方式
19 ﾄﾙｺｷﾞｷｮｳ＋ ハボタン 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 60 a ＜土地利用＞ 施設花き 60 a	トルコギキョウ (施設) ハボタン(施設) ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	6,000 ㎡ 3,000 ㎡ 3 人 341 人日	＜経営収支＞ 粗収益 32,453 千円 経営費 25,115 千円 (内雇用費 2,823 千円) 所 得 7,338 千円 (主たる従事者 4,818 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,997 時間 臨時雇用 2,728 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(25ps) 1台 ・ﾊﾟｲﾌﾟﾊｳｽ(330㎡) 18棟 他 ＜その他＞ ・トルコギキョウ後作で ハボタン
20 ぶどう＋りんご 〔園芸専作型〕 ＜経営規模＞ 水田自作地 200 a ＜土地利用＞ 果樹 200 a	ぶどう りんご ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	120 a 80 a 3 人 230 人日	＜経営収支＞ 粗収益 24,881 千円 経営費 17,297 千円 (内雇用費 1,902 千円) 所 得 7,584 千円 (主たる従事者 5,064 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,996 時間 臨時雇用 1,838 時間	＜資本装備＞ ・乗用型ﾓｱｰ、園内運搬車、高所作業車、 ｽﾋﾟｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ 他 ＜その他＞ ・りんごわい化率4割
21 肉用牛（一貫） 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養 頭数 210 頭	繁殖牛 肥育牛 ※常時飼養頭数 ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	90 頭 120 頭 3 人 231 人日	＜経営収支＞ 粗収益 86,851 千円 経営費 78,097 千円 (内雇用費 1,912 千円) 所 得 8,754 千円 (主たる従事者 6,234 千円) (補助的従事者 2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,992 時間 臨時雇用 1,848 時間	＜資本装備＞ ・牛舎、堆肥舎、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ、ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
22 酪農 〔畜産専作型〕 ＜経営規模＞ 常時飼養 頭数　60 頭	乳用牛 ※常時飼養経産牛頭数 ＜農業従事の態様＞ ･家族労働力 ･臨時雇用の確保	60 頭 3 人 207 人日	＜経営収支＞ 粗収益　72,674 千円 経営費　64,936 千円 (内雇用費　1,716 千円) 所 得　7,738 千円 (主たる従事者　5,218 千円) (補助的従事者　2,520 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者　1,992 時間 臨時雇用　1,658 時間	＜資本装備＞ ･牛舎、堆肥舎、尿溜、ｺﾝﾌﾟ ﾘｰﾄﾌｨｰﾀﾞｰ、ﾌﾛﾝﾄﾛｰﾀﾞｰ、 ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ、ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ、ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ、ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

4. 新規就農者

営農類型 ・ 経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
1 ねぎ専作 ＜経営規模＞ 水田借地 75 a ＜土地利用＞ 露地野菜 75 a	ねぎ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	75 a 1 人 49 人日	＜経営収支＞ 粗収益 8,991 千円 経営費 5,783 千円 (内雇用費 406 千円) 所 得 3,208 千円 (主たる従事者 2,368 千円) (補助的従事者 840 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,176 時間 臨時雇用 392 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(37ps) 1台 ・ねぎ収穫機 1台 ・皮むき機 2台 他
2 すいか＋えだまめ ＜経営規模＞ 水田借地 100 a ＜土地利用＞ 露地野菜 100 a	すいか えだまめ ＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・臨時雇用の確保	65 a 35 a 1 人 54 人日	＜経営収支＞ 粗収益 9,788 千円 経営費 6,535 千円 (内雇用費 447 千円) 所 得 3,253 千円 (主たる従事者 2,413 千円) (補助的従事者 840 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,891 時間 臨時雇用 432 時間	＜資本装備＞ ・ﾄﾗｸﾀｰ(29ps) 1台 ・防除機、管理機、畦立機、 玉磨き機・ﾏﾙﾁｬｰ、半自 動移植機 他

※各数値は四捨五入のため、合計が計算結果と異なる場合がある

第３　新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第１の６に示した目標の達成に向けて、新たに農業経営を営もうとする青年等の主な営農類型は第２の４．個別経営体（新規就農者）に示したものとする。

第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の基幹産業として農業が持続的に発展していくため、第１の５に掲げる施策に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、マルチワークの一つとして就農を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

２　市が主体的に行う取組

大仙市は、農業を担う者を幅広く確保・育成し支援するため、農業経営に即したきめ細かなサポートを次により行う。

・新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援
・経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知
・地域計画に位置付けられた者の指導助言
・その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動

３　関係機関との連携

大仙市及び大仙市農業委員会は、農地中間管理機構の機能を備えている農業公社と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。

地域振興局農林部は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。

一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。

大仙市、大仙市農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面からのサポートや、安定した経営を目指した相談対応を行う。

農業協同組合は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1　上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○　効率的かつ安定的な農業経営体の地域に占めるシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
８０％	

（注）１　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。
２　目標年次は、令和１２年度とする。

○　農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

2　農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、大仙市、農業協同組合、農業委員会、地域振興局農林部等で構成される大仙市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大仙市は、秋田県が策定した基本方針の第６「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、大仙市農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

1　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業

2　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
3　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
4　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
5　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて実施するものとする。

以下、事業毎に述べる。

1　協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

（１）　協議の場の設置の方法

①　法第１８条第１項に規定する協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地区ごとに、原則、基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、地域農業を担う者への通知やＷＥＢサイトの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

②　参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、農業共済組合、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

③　当該地区における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について協議する。

④　地域計画に係る相談窓口を、農林部農業振興課及び各支所農林建設課に設置する。

（２）　地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、旧市町村区ごとに、地域の地形、水利等を考慮しつつ、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（３）　その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、秋田県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）　区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、大仙市が定める地域計画との整合性を図りつつ、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

（２）　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は（１）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（３）　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（４）　農用地利用規程の認定

①　（１）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは基本要綱様式第４号の認定申請書を大仙市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

②　大仙市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をするものとする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　（３）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適正に定められておりかつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　大仙市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大仙市の掲示板への掲示により公告するものとする。

④　①から③の規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

（５）　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（４）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の集積を行う団体（農地所有適格法人を除き、農地所有適格法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第９条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程において、（３）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 大仙市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、（４）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（４）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは（４）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（１）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ　②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用をはかるため、特に必要があると認められるときは、農業上の利用程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合にはその者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（６）　農用地利用改善団体の勧奨等

①　（４）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（７）　農用地利用改善事業の指導、援助

① 大仙市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できる必要な指導、援助に努める。

② 大仙市は、（４）の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが農用地利用改善事業の実施に関し、地域振興局農林部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指

導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関、団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

3　農業協同組合が行う委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）　農作業の受委託の促進

大仙市は次に掲げる事項を重点的に推進し農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図る。

①　農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託あっせんの促進

②　効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

③　農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性について普及啓発

④　農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤　地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進

⑥　農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

（2）　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

大仙市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のあるものが幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する基本的な事項

（1）　新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

①　就農意欲の醸成に向けた取組

就農希望者に対し、本市農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを経由したＰＲ活動を行うとともに、ＷＥＢサイトやＳＮＳなどを活用し、若者に向けて積極的に情報発信する。

②　就農希望者に対する情報提供

就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供や就農相談会の開催、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報の提供を行う。

③　技術習得のための支援

農業振興情報センターをオーナー機関として、東部・西部新規就農者研修施設において行う基礎的な技術習得研修を柱に、技術の習得を支援する。

④　関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供、就農相談、技術や経営ノウハウの習得については農業振興情報センター及び東部・西部新規就農者研修施設、就農後の営農相談等フォローアップについては大仙市、農業協同組合、地域振興局農林部及び技術・経営力に優れた認定農業者や指導農業士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

⑤　その他の取組

農業が県内の高校の生徒の進路の選択肢となるよう、農家や農業法人等におけるインターンシップを実施する。

（２）　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

①　就農後の営農指導等フォローアップについては、地域振興局農林部、大仙市、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士等による支援を行うほか、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

②　大仙市が定める地域計画に位置づけられるよう促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金の積極的な活用、担い手向け施策の情報提供等によって、さらに安定的な経営体への成長を促す機会を創出する。

（３）　新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向けた取組

①　青年等就農計画制度の普及

大仙市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

②　認定就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

法第１４条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定就農者」という。）については、その経営の確立に資するため、市、農業委員会、地域振興局農林部、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営支援等のフォローアップを行うなど、重点的に指導を行い、当該認定就農者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に指導する。

６　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

大仙市は、１から５に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

①　大仙市は、経営体育成基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進めるとともに、籾乾燥調製施設、色彩選別機等の農業近代化施設の導入を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

②　経営所得安定対策等の取組によって、需要に即した生産を行う、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体を育成し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

③　大仙市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農業法人等が行っているような面的な広がりで実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

④　地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）　推進体制等

①　事業推進体制等

大仙市は、農業委員会、地域振興局農林部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第５で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②　農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大仙市は、このような協力の推進に配慮する。

第７　農地中間管理事業に関する事項

１　大仙市は、農業公社、地域振興局農林部、農業委員会等の関係機関と連携して、農地中間管理事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じて、事業の普及啓発活動に努める。

２　大仙市は、農業公社が設置する農地中間管理事業のモデル地区において、地区の農地の利用調整や担い手育成等に精通した現地相談員と連携の上、担い手への農地の集積、集約化を促進するよう努める。

３　大仙市は、市内の適切と認める地区ごとに、当該地区において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」という。）、当該地区における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、農業者その他の当該地区の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を地域計画として取りまとめ、公表する。また、地域計画作成・公表後も、その実行やフィードバックのため、定期的な話し合いを促し、中心経営体への農地の集積・集約化を図るものとする。

第８　その他

この基本構想に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則
１　この基本構想は、平成１８年　６月　９日より施行する。

附則
１　この基本構想は、平成２２年　４月　８日より施行する。

附則
１　この基本構想は、平成２６年　９月３０日より施行する。

附則
１　この基本構想は、平成２７年　９月１１日より施行する。

附則
１　この基本構想は、平成２８年　５月１６日より施行する。

附則
１　この基本構想は、平成２９年１０月　６日より施行する。

附則
１　この基本構想は、令和　３年　７月３０日より施行する。

附則
１　この基本構想は、令和　５年　９月１９日より施行する。

附則
１　この基本構想は、令和８年１０月１日より施行する。